

L

令和 5年11月17日提出

第4回市議会定例会議案（2）

浜 松 市

議 案 件 目

第 160 号議案	令和 5 年度浜松市一般会計補正予算（第 7 号）	3
第 161 号議案	令和 5 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 2 号）	9
第 162 号議案	令和 5 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）	11
第 163 号議案	令和 5 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号）	13
第 164 号議案	令和 5 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 3 号）	15
第 165 号議案	令和 5 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 166 号議案	令和 5 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 167 号議案	令和 5 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 168 号議案	浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに 費用弁償条例の一部改正について	121
第 169 号議案	浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について	124
第 170 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	127
第 171 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	138

資 料

議案（2）の参考資料	152
議案（2）の説明資料	153
補正予算の参考資料	161

令和 5 年度浜松市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度浜松市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 976, 557 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 414, 756, 557 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

静岡県浜松市長 中 野 祐 介

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円 86,236,861	千円 140,084	千円 86,376,945
	1 国庫負担金	56,599,018	140,084	56,739,102
23 繰越金		6,778,630	836,473	7,615,103
	1 繰越金	6,778,630	836,473	7,615,103
歳 入 合 計		413,780,000	976,557	414,756,557

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		962,894	4,877	967,771
	1 議会費	962,894	4,877	967,771
2 総務費		38,904,502	159,144	39,063,646
	1 総務管理費	14,567,471	33,599	14,601,070
	2 中区役所費（中央区）	2,791,286	23,708	2,814,994
	3 東区役所費（中央区）	1,293,351	10,863	1,304,214
	4 西区役所費（中央区）	1,480,550	10,476	1,491,026
	5 南区役所費（中央区）	1,210,379	9,957	1,220,336
	6 北区役所費 （中央区・浜名区）	1,596,494	11,618	1,608,112
	7 浜北区役所費 （浜名区）	1,336,204	9,930	1,346,134
	8 天竜区役所費	1,952,068	14,575	1,966,643
	9 文化振興費	2,008,219	2,106	2,010,325
	10 スポーツ振興費	2,345,514	1,307	2,346,821

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	11 生涯学習費	3,496,121	5,706	3,501,827
	12 徴税費	3,512,400	22,834	3,535,234
	14 選挙費	476,295	441	476,736
	16 人事委員会費	139,516	900	140,416
	17 監査委員費	167,178	1,124	168,302
3 民生費		122,429,696	57,616	122,487,312
	1 社会福祉費	27,373,514	11,799	27,385,313
	2 児童福祉費	56,299,387	42,682	56,342,069
	8 介護保険費	11,655,240	3,135	11,658,375
4 衛生費		60,504,765	38,251	60,543,016
	1 保健衛生費	14,181,065	12,200	14,193,265
	2 保健所費	2,369,652	6,551	2,376,203
	3 清掃費	39,902,149	14,669	39,916,818
	4 環境費	518,868	4,471	523,339
	6 と畜場・市場費	214,022	360	214,382

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		千円 439,311	千円 910	千円 440,221
	1 労働諸費	439,311	910	440,221
6 農林水産業費		6,370,748	11,263	6,382,011
	1 農業費	2,162,277	7,457	2,169,734
	3 農地費	2,593,051	2,151	2,595,202
	4 林業費	1,269,996	1,655	1,271,651
7 商工費		9,870,220	10,361	9,880,581
	1 商工費	9,870,220	10,361	9,880,581
8 土木費		48,081,905	54,415	48,136,320
	1 土木管理費	4,047,598	9,212	4,056,810
	2 道路橋りよう費	26,710,380	24,771	26,735,151
	3 河川費	2,752,530	1,441	2,753,971
	5 都市計画費	7,246,332	16,877	7,263,209
	6 住宅費	1,538,310	2,114	1,540,424
9 消防費		12,592,550	101,129	12,693,679

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 常備消防費	10,907,995	97,815	11,005,810
	4 災害対策費	879,172	3,314	882,486
10 教育費		65,318,409	538,591	65,857,000
	1 教育総務費	7,353,099	17,787	7,370,886
	2 小学校費	29,324,203	300,432	29,624,635
	3 中学校費	17,498,728	183,958	17,682,686
	4 高等学校費	912,043	7,164	919,207
	5 幼稚園費	4,819,449	26,933	4,846,382
	7 保健体育費	4,006,106	2,317	4,008,423
歳	出	合	計	
		413,780,000	976,557	414,756,557

令和 5 年度浜松市と畜場・市場事業
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度浜松市のと畜場・市場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 360 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 372,360 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

静岡県浜松市長 中 野 祐 介

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 214,022	千円 360	千円 214,382
	1 一般会計繰入金	214,022	360	214,382
歳 入 合 計		372,000	360	372,360

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 354,666	千円 360	千円 355,026
	1 総務管理費	354,666	360	355,026
歳 出 合 計		372,000	360	372,360

令和 5 年度浜松市中央卸売市場事業
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度浜松市の中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 831 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 747,831 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

静岡県浜松市長 中 野 祐 介

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		千円 1,000	千円 831	千円 1,831
	1 繰越金	1,000	831	1,831
歳 入 合 計		747,000	831	747,831

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 713,039	千円 831	千円 713,870
	1 総務管理費	713,039	831	713,870
歳 出 合 計		747,000	831	747,831

令和 5 年度浜松市小型自動車競走事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度浜松市の小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

静岡県浜松市長 中 野 祐 介

第1表 歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 627,621	千円 0	千円 627,621
	1 総務管理費	627,621	0	627,621
歳 出 合 計		20,499,000	0	20,499,000

令和 5 年度浜松市駐車場事業 特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度浜松市の駐車場事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 210 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 335,903 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

静岡県浜松市長 中 野 祐 介

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		千円 758	千円 210	千円 968
	1 繰越金	758	210	968
歳 入 合 計		335,693	210	335,903

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場費		千円 297,905	千円 210	千円 298,115
	1 駐車場費	297,905	210	298,115
歳 出 合 計		335,693	210	335,903

令和5年度

補正予算に関する説明書

一般会計補正予算（第7号）等
（第4回市議会定例会）

令和5年11月

浜 松 市

この説明中、歳入歳出補正予算事項別明細書における歳入、歳出については、予算審議の便に供するため、議決科目である款項を予算執行科目の目節と同時に記載し、表罫二本線（＝）で議決科目と執行科目の区分を明確化したものである。

目 次

1 一般会計	
(1) 歳入歳出補正予算事項別明細書	22 頁
(2) 給与費明細書	60 頁
2 と畜場・市場事業特別会計	
(1) 歳入歳出補正予算事項別明細書	69 頁
(2) 給与費明細書	74 頁
3 中央卸売市場事業特別会計	
(1) 歳入歳出補正予算事項別明細書	83 頁
(2) 給与費明細書	88 頁
4 小型自動車競走事業特別会計	
(1) 歳出補正予算事項別明細書	97 頁
(2) 給与費明細書	100 頁
5 駐車場事業特別会計	
(1) 歳入歳出補正予算事項別明細書	109 頁
(2) 給与費明細書	114 頁

一 般 会 計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	149,700,000	-	149,700,000
2 地方譲与税	3,635,000	-	3,635,000
3 利子割交付金	65,000	-	65,000
4 配当割交付金	824,000	-	824,000
5 株式等譲渡所得割交付金	703,000	-	703,000
6 分離課税所得割交付金	145,000	-	145,000
7 法人事業税交付金	2,060,000	-	2,060,000
8 地方消費税交付金	20,229,000	-	20,229,000
9 ゴルフ場利用税交付金	92,000	-	92,000
10 環境性能割交付金	629,000	-	629,000
11 軽油引取税交付金	5,746,000	-	5,746,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	342,000	-	342,000
13 地方特例交付金	1,287,537	-	1,287,537
14 地方交付税	33,521,947	-	33,521,947
15 交通安全対策特別交付金	398,000	-	398,000
16 分担金及び負担金	741,325	-	741,325
17 使用料及び手数料	4,257,778	-	4,257,778
18 国庫支出金	86,236,861	140,084	86,376,945
19 県支出金	21,559,737	-	21,559,737
20 財産収入	625,865	-	625,865
21 寄附金	2,978,000	-	2,978,000
22 繰入金	26,543,148	-	26,543,148
23 繰越金	6,778,630	836,473	7,615,103
24 諸収入	9,927,172	-	9,927,172
25 市債	34,754,000	-	34,754,000
歳入合計	413,780,000	976,557	414,756,557

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 議会費	962,894	4,877	967,771				4,877
2 総務費	38,904,502	159,144	39,063,646				159,144
3 民生費	122,429,696	57,616	122,487,312				57,616
4 衛生費	60,504,765	38,251	60,543,016				38,251
5 労働費	439,311	910	440,221				910
6 農林水産業費	6,370,748	11,263	6,382,011				11,263
7 商工費	9,870,220	10,361	9,880,581				10,361
8 土木費	48,081,905	54,415	48,136,320				54,415
9 消防費	12,592,550	101,129	12,693,679				101,129
10 教育費	65,318,409	538,591	65,857,000	140,084			398,507
11 災害復旧費	12,000,000	-	12,000,000				
12 公債費	36,205,000	-	36,205,000				
13 予備費	100,000	-	100,000				
歳出合計	413,780,000	976,557	414,756,557	140,084			836,473

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
18 国庫支出金	86,236,861	140,084	86,376,945
1 国庫負担金	56,599,018	140,084	56,739,102
5 教育費国庫負担金	9,427,371	140,084	9,567,455

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
義務教育費国 庫負担金	140,084	少人数学級対応講師人件費 1,617千円の 1/3 539千円 職員人件費 409,158千円の 1/3 136,386千円 再任用短時間勤務職員人件費 9,477千円の 1/3 3,159千円

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
23 繰越金	6,778,630	836,473	7,615,103
1 繰越金	6,778,630	836,473	7,615,103
1 繰越金	6,778,630	836,473	7,615,103
計	413,780,000	976,557	414,756,557

節		説明
区分	金額	
	千円	
前年度繰越金	836,473	

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	962,894	4,877	967,771				4,877
1 議会費	962,894	4,877	967,771				4,877
1 議会総務費	787,793	3,724	791,517				3,724
2 議事費	76,783	568	77,351				568
3 調査法制費	98,318	585	98,903				585

(歳 出) 1 議会費

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
2 給料	225	1 人件費	3,724千円
3 職員手当等	3,419	(1) 議員	3,004千円
4 共済費	80	(2) 職員	720千円
2 給料	139	1 人件費	568千円
3 職員手当等	357	(1) 職員	568千円
4 共済費	72		
2 給料	147	1 人件費	585千円
3 職員手当等	364	(1) 職員	585千円
4 共済費	74		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 総務費	38,904,502	159,144	39,063,646				159,144
1 総務管理費	14,567,471	33,599	14,601,070				33,599
1 秘書管理費	230,902	1,397	232,299				1,397
2 人事管理費	845,630	2,563	848,193				2,563
3 職員厚生管理費	324,770	685	325,455				685
4 広聴広報費	370,253	1,846	372,099				1,846
5 文書行政費	171,299	1,751	173,050				1,751
6 財政管理費	2,825,988	2,088	2,828,076				2,088
7 会計管理費	378,445	2,769	381,214				2,769
8 アセットマネジメント推進費	2,223,387	1,603	2,224,990				1,603
9 調達費	200,387	1,732	202,119				1,732
10 企画費	294,922	2,405	297,327				2,405
11 政策法務費	151,321	1,366	152,687				1,366
12 国際化推進費	364,566	708	365,274				708

(歳出) 2 総務費

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
2 給料	312	1 人件費	1,397千円
3 職員手当等	961	(1) 職員	1,397千円
4 共済費	124	ア 特別職	422千円
		イ 一般職員	975千円
2 給料	680	1 人件費	2,563千円
3 職員手当等	1,645	(1) 職員	2,529千円
4 共済費	238	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	207	1 人件費	685千円
3 職員手当等	394	(1) 職員	625千円
4 共済費	84	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	798	1 人件費	1,846千円
3 職員手当等	884	(1) 職員	1,846千円
4 共済費	164		
2 給料	797	1 人件費	1,751千円
3 職員手当等	805	(1) 職員	1,751千円
4 共済費	149		
2 給料	662	1 人件費	2,088千円
3 職員手当等	1,232	(1) 職員	2,088千円
4 共済費	194		
2 給料	913	1 人件費	2,769千円
3 職員手当等	1,563	(1) 職員	2,735千円
4 共済費	293	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	519	1 人件費	1,603千円
3 職員手当等	914	(1) 職員	1,603千円
4 共済費	170		
2 給料	624	1 人件費	1,732千円
3 職員手当等	937	(1) 職員	1,647千円
4 共済費	171	(2) 再任用短時間勤務職員	85千円
2 給料	850	1 人件費	2,405千円
3 職員手当等	1,327	(1) 職員	2,405千円
4 共済費	228		
2 給料	390	1 人件費	1,366千円
3 職員手当等	817	(1) 職員	1,281千円
4 共済費	159	(2) 再任用短時間勤務職員	85千円
2 給料	255	1 人件費	708千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
13 UD・男女共同 参画費	144,394	762	145,156				762
14 情報システム費	2,666,108	2,866	2,668,974				2,866
15 東京事務所費	98,103	578	98,681				578
16 市民協働推進費	752,685	1,765	754,450				1,765
18 市民生活費	481,381	2,229	483,610				2,229
22 デジタル・スマ ートシティ推進 費	538,186	2,113	540,299				2,113
23 区再編推進費	50,520	427	50,947				427
24 カーボンニュー トラル推進費	697,673	1,277	698,950				1,277
25 ウェルネス推進 費	80,020	669	80,689				669
2 中区役所費 (中央区)	2,791,286	23,708	2,814,994				23,708
1 中区役所費	2,791,286	23,708	2,814,994				23,708
3 東区役所費 (中央区)	1,293,351	10,863	1,304,214				10,863
1 東区役所費	1,293,351	10,863	1,304,214				10,863

(歳出) 2 総務費

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	千円 386	(1) 職員	708千円
4 共済費	67		
2 給料	268	1 人件費	762千円
3 職員手当等	410	(1) 職員	728千円
4 共済費	84	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	1,202	1 人件費	2,866千円
3 職員手当等	1,424	(1) 職員	2,866千円
4 共済費	240		
2 給料	161	1 人件費	578千円
3 職員手当等	362	(1) 職員	578千円
4 共済費	55		
2 給料	697	1 人件費	1,765千円
3 職員手当等	900	(1) 職員	1,765千円
4 共済費	168		
2 給料	761	1 人件費	2,229千円
3 職員手当等	1,241	(1) 職員	2,144千円
4 共済費	227	(2) 再任用短時間勤務職員	85千円
2 給料	665	1 人件費	2,113千円
3 職員手当等	1,233	(1) 職員	2,113千円
4 共済費	215		
2 給料	88	1 人件費	427千円
3 職員手当等	290	(1) 職員	427千円
4 共済費	49		
2 給料	464	1 人件費	1,277千円
3 職員手当等	694	(1) 職員	1,277千円
4 共済費	119		
2 給料	198	1 人件費	669千円
3 職員手当等	401	(1) 職員	669千円
4 共済費	70		
2 給料	9,349	1 人件費	23,708千円
3 職員手当等	12,205	(1) 職員	23,258千円
4 共済費	2,154	(2) 再任用短時間勤務職員	450千円
2 給料	4,068	1 人件費	10,863千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 西区役所費 (中央区)	1,480,550	10,476	1,491,026				10,476
1 西区役所費	1,480,550	10,476	1,491,026				10,476
5 南区役所費 (中央区)	1,210,379	9,957	1,220,336				9,957
1 南区役所費	1,210,379	9,957	1,220,336				9,957
6 北区役所費 (中央区・浜名区)	1,596,494	11,618	1,608,112				11,618
1 北区役所費	1,596,494	11,618	1,608,112				11,618
7 浜北区役所費 (浜名区)	1,336,204	9,930	1,346,134				9,930
1 浜北区役所費	1,336,204	9,930	1,346,134				9,930
8 天竜区役所費	1,952,068	14,575	1,966,643				14,575
1 天竜区役所費	1,952,068	14,575	1,966,643				14,575
9 文化振興費	2,008,219	2,106	2,010,325				2,106
1 創造都市・文化 振興費	2,008,219	2,106	2,010,325				2,106
10 スポーツ振興費	2,345,514	1,307	2,346,821				1,307
1 スポーツ文化推 進費	2,345,514	1,307	2,346,821				1,307
11 生涯学習費	3,496,121	5,706	3,501,827				5,706
2 文化財費	530,419	1,671	532,090				1,671

(歳出) 2 総務費

節		説明	
区分	金額		
	千円		
3 職員手当等	5,762	(1) 職員	10,491千円
4 共済費	1,033	(2) 再任用短時間勤務職員	372千円
2 給料	3,389	1 人件費	10,476千円
3 職員手当等	6,002	(1) 職員	9,974千円
4 共済費	1,085	(2) 再任用短時間勤務職員	502千円
2 給料	3,686	1 人件費	9,957千円
3 職員手当等	5,312	(1) 職員	9,740千円
4 共済費	959	(2) 再任用短時間勤務職員	217千円
2 給料	3,629	1 人件費	11,618千円
3 職員手当等	6,766	(1) 職員	11,168千円
4 共済費	1,223	(2) 再任用短時間勤務職員	450千円
2 給料	3,312	1 人件費	9,930千円
3 職員手当等	5,600	(1) 職員	9,688千円
4 共済費	1,018	(2) 再任用短時間勤務職員	242千円
2 給料	4,454	1 人件費	14,575千円
3 職員手当等	8,557	(1) 職員	13,733千円
4 共済費	1,564	(2) 再任用短時間勤務職員	842千円
2 給料	775	1 人件費	2,106千円
3 職員手当等	1,122	(1) 職員	2,072千円
4 共済費	209	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	536	1 人件費	1,307千円
3 職員手当等	652	(1) 職員	1,307千円
4 共済費	119		
2 給料	482	1 人件費	1,671千円
3 職員手当等	1,003	(1) 職員	1,633千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 図書館費	1,711,750	3,447	1,715,197				3,447
5 美術館費	247,512	588	248,100				588
12 徴税費	3,512,400	22,834	3,535,234				22,834
1 税務総務費	940,981	2,487	943,468				2,487
2 市民税費	943,192	7,410	950,602				7,410
3 資産税費	1,021,871	7,221	1,029,092				7,221
4 収納対策費	606,356	5,716	612,072				5,716
14 選挙費	476,295	441	476,736				441
1 選挙費	476,295	441	476,736				441
16 人事委員会費	139,516	900	140,416				900
1 人事委員会費	139,516	900	140,416				900
17 監査委員費	167,178	1,124	168,302				1,124
1 監査費	152,542	1,124	153,666				1,124

(歳 出) 2 総務費

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
4 共済費	186	(2) 再任用短時間勤務職員	38千円
2 給料	1,214	1 人件費	3,447千円
3 職員手当等	1,883	(1) 職員	3,387千円
4 共済費	350	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	207	1 人件費	588千円
3 職員手当等	319	(1) 職員	588千円
4 共済費	62		
2 給料	992	1 人件費	2,487千円
3 職員手当等	1,257	(1) 職員	2,453千円
4 共済費	238	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	2,792	1 人件費	7,410千円
3 職員手当等	3,933	(1) 職員	7,220千円
4 共済費	685	(2) 再任用短時間勤務職員	190千円
2 給料	2,589	1 人件費	7,221千円
3 職員手当等	3,930	(1) 職員	6,927千円
4 共済費	702	(2) 再任用短時間勤務職員	294千円
2 給料	2,047	1 人件費	5,716千円
3 職員手当等	3,091	(1) 職員	5,631千円
4 共済費	578	(2) 再任用短時間勤務職員	85千円
2 給料	102	1 人件費	441千円
3 職員手当等	282	(1) 職員	441千円
4 共済費	57		
2 給料	260	1 人件費	900千円
3 職員手当等	535	(1) 職員	866千円
4 共済費	105	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	183	1 人件費	1,124千円
3 職員手当等	794	(1) 監査委員	70千円
4 共済費	147	(2) 職員	1,054千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 民生費	122,429,696	57,616	122,487,312				57,616
1 社会福祉費	27,373,514	11,799	27,385,313				11,799
1 社会福祉総務費	1,198,397	2,340	1,200,737				2,340
2 国民年金費	322,874	3,179	326,053				3,179
3 障害者更生相談 所費	77,991	609	78,600				609
4 障害者福祉費	21,165,766	3,621	21,169,387				3,621
5 老人福祉費	2,348,908	2,050	2,350,958				2,050
2 児童福祉費	56,299,387	42,682	56,342,069				42,682
1 次世代育成費	368,748	1,375	370,123				1,375
3 子ども保護対策 費	391,696	2,762	394,458				2,762
6 児童相談所費	2,206,678	6,416	2,213,094				6,416
7 保育所費	27,391,551	32,129	27,423,680				32,129
8 介護保険費	11,655,240	3,135	11,658,375				3,135
1 介護保険事業費	11,655,240	3,135	11,658,375				3,135

節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	828	1 人件費	2,340千円
3 職員手当等	1,280	(1) 職員	2,280千円
4 共済費	232	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	1,140	1 人件費	3,179千円
3 職員手当等	1,718	(1) 職員	3,179千円
4 共済費	321		
2 給料	172	1 人件費	609千円
3 職員手当等	363	(1) 職員	609千円
4 共済費	74		
2 給料	1,446	1 人件費	3,621千円
3 職員手当等	1,853	(1) 職員	3,621千円
4 共済費	322		
2 給料	769	1 人件費	2,050千円
3 職員手当等	1,086	(1) 職員	2,050千円
4 共済費	195		
2 給料	427	1 人件費	1,375千円
3 職員手当等	802	(1) 職員	1,341千円
4 共済費	146	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	1,220	1 人件費	2,762千円
3 職員手当等	1,302	(1) 職員	2,728千円
4 共済費	240	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	2,093	1 人件費	6,416千円
3 職員手当等	3,703	(1) 職員	6,353千円
4 共済費	620	(2) 再任用短時間勤務職員	63千円
2 給料	13,183	1 人件費	32,129千円
3 職員手当等	16,072	(1) 職員	31,627千円
4 共済費	2,874	(2) 再任用短時間勤務職員	502千円
2 給料	1,413	1 人件費	3,135千円
3 職員手当等	1,456	(1) 職員	3,101千円
4 共済費	266	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 衛生費	60,504,765	38,251	60,543,016				38,251
1 保健衛生費	14,181,065	12,200	14,193,265				12,200
1 健康医療総務費	1,115,252	2,197	1,117,449				2,197
2 精神保健福祉センター費	201,729	1,524	203,253				1,524
3 看護専門学校費	286,944	1,720	288,664				1,720
6 保健衛生検査費	599,358	3,019	602,377				3,019
9 成人保健費	7,487,035	3,251	7,490,286				3,251
11 市立病院政策事業費	47,714	489	48,203				489
2 保健所費	2,369,652	6,551	2,376,203				6,551
1 保健所運営総務費	664,821	2,924	667,745				2,924
2 生活衛生費	1,687,873	3,627	1,691,500				3,627
3 清掃費	39,902,149	14,669	39,916,818				14,669
1 廃棄物処理費	34,916,544	3,356	34,919,900				3,356
2 ごみ減量推進費	301,542	1,945	303,487				1,945
3 南清掃事業所費	1,724,196	4,320	1,728,516				4,320

(歳出) 4 衛生費

節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	630	1 人件費	2,197千円
3 職員手当等	1,332	(1) 職員	2,084千円
4 共済費	235	(2) 再任用短時間勤務職員	113千円
2 給料	636	1 人件費	1,524千円
3 職員手当等	756	(1) 職員	1,524千円
4 共済費	132		
2 給料	488	1 人件費	1,720千円
3 職員手当等	1,035	(1) 職員	1,686千円
4 共済費	197	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	1,038	1 人件費	3,019千円
3 職員手当等	1,667	(1) 職員	2,957千円
4 共済費	314	(2) 再任用短時間勤務職員	62千円
2 給料	1,031	1 人件費	3,251千円
3 職員手当等	1,889	(1) 職員	3,166千円
4 共済費	331	(2) 再任用短時間勤務職員	85千円
2 給料	145	1 人件費	489千円
3 職員手当等	285	(1) 職員	489千円
4 共済費	59		
2 給料	941	1 人件費	2,924千円
3 職員手当等	1,694	(1) 職員	2,864千円
4 共済費	289	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	1,044	1 人件費	3,627千円
3 職員手当等	2,272	(1) 職員	3,593千円
4 共済費	311	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	1,209	1 人件費	3,356千円
3 職員手当等	1,808	(1) 職員	3,296千円
4 共済費	339	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	741	1 人件費	1,945千円
3 職員手当等	1,024	(1) 職員	1,911千円
4 共済費	180	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	865	1 人件費	4,320千円
3 職員手当等	2,913	(1) 職員	4,209千円
4 共済費	542	(2) 再任用短時間勤務職員	111千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 平和清掃事業所 費	1,588,463	1,702	1,590,165				1,702
5 浜北環境事業所 費	581,187	1,918	583,105				1,918
6 天竜環境事業所 費	499,566	1,428	500,994				1,428
4 環境費	518,868	4,471	523,339				4,471
1 環境政策推進費	154,840	1,378	156,218				1,378
2 産業廃棄物対策 費	135,160	1,541	136,701				1,541
3 環境保全費	145,155	1,552	146,707				1,552
6 と畜場・市場費	214,022	360	214,382				360
1 と畜場・市場事 業費	214,022	360	214,382				360

(歳出) 4 衛生費

節		説明	
区分	金額		
2 給料	千円 364	1 人件費	1,702千円
3 職員手当等	1,119	(1) 職員	1,642千円
4 共済費	219	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	450	1 人件費	1,918千円
3 職員手当等	1,227	(1) 職員	1,807千円
4 共済費	241	(2) 再任用短時間勤務職員	111千円
2 給料	390	1 人件費	1,428千円
3 職員手当等	871	(1) 職員	1,241千円
4 共済費	167	(2) 再任用短時間勤務職員	187千円
2 給料	534	1 人件費	1,378千円
3 職員手当等	710	(1) 職員	1,378千円
4 共済費	134		
2 給料	581	1 人件費	1,541千円
3 職員手当等	803	(1) 職員	1,507千円
4 共済費	157	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	584	1 人件費	1,552千円
3 職員手当等	811	(1) 職員	1,518千円
4 共済費	157	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
27 繰出金	360	1 と畜場・市場事業特別会計繰出金	360千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 労働費	439,311	910	440,221				910
1 労働諸費	439,311	910	440,221				910
1 労働・雇用事業 費	439,311	910	440,221				910

(歳出) 5 労働費

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
2 給料	349	1 人件費 910千円
3 職員手当等	473	(1) 職員 910千円
4 共済費	88	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
6 農林水産業費	6,370,748	11,263	6,382,011				11,263
1 農業費	2,162,277	7,457	2,169,734				7,457
1 農業委員会費	233,578	2,242	235,820				2,242
2 農業政策推進費	483,363	1,725	485,088				1,725
3 農業振興費	1,298,914	2,479	1,301,393				2,479
4 農地利用費	146,422	1,011	147,433				1,011
3 農地費	2,593,051	2,151	2,595,202				2,151
1 農業農村振興推進費	2,593,051	2,151	2,595,202				2,151
4 林業費	1,269,996	1,655	1,271,651				1,655
1 林業振興費	1,269,996	1,655	1,271,651				1,655

節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	876	1 人件費	2,242千円
3 職員手当等	1,148	(1) 職員	2,182千円
4 共済費	218	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	599	1 人件費	1,725千円
3 職員手当等	949	(1) 職員	1,691千円
4 共済費	177	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	869	1 人件費	2,479千円
3 職員手当等	1,358	(1) 職員	2,419千円
4 共済費	252	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	355	1 人件費	1,011千円
3 職員手当等	551	(1) 職員	1,011千円
4 共済費	105		
2 給料	794	1 人件費	2,151千円
3 職員手当等	1,149	(1) 職員	2,091千円
4 共済費	208	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	619	1 人件費	1,655千円
3 職員手当等	871	(1) 職員	1,595千円
4 共済費	165	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
7 商工費	9,870,220	10,361	9,880,581				10,361
1 商工費	9,870,220	10,361	9,880,581				10,361
4 産業振興費	2,238,990	4,240	2,243,230				4,240
5 スタートアップ 推進費	562,790	1,309	564,099				1,309
6 企業立地推進費	2,250,887	1,214	2,252,101				1,214
7 観光・シティブ ロモーション振 興費	3,491,866	3,598	3,495,464				3,598

(歳出) 7 商工費

節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	1,704	1 人件費	4,240千円
3 職員手当等	2,167	(1) 職員	4,206千円
4 共済費	369	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	475	1 人件費	1,309千円
3 職員手当等	718	(1) 職員	1,309千円
4 共済費	116		
2 給料	428	1 人件費	1,214千円
3 職員手当等	656	(1) 職員	1,180千円
4 共済費	130	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	1,430	1 人件費	3,598千円
3 職員手当等	1,856	(1) 職員	3,598千円
4 共済費	312		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
8 土木費	48,081,905	54,415	48,136,320				54,415
1 土木管理費	4,047,598	9,212	4,056,810				9,212
1 技術監理費	206,149	1,269	207,418				1,269
2 建築行政費	729,815	2,759	732,574				2,759
3 公共建築費	3,111,634	5,184	3,116,818				5,184
2 道路橋りょう費	26,710,380	24,771	26,735,151				24,771
1 道路企画費	11,591,445	21,183	11,612,628				21,183
2 道路保全費	13,991,845	3,588	13,995,433				3,588
3 河川費	2,752,530	1,441	2,753,971				1,441
2 河川費	2,708,535	1,441	2,709,976				1,441
5 都市計画費	7,246,332	16,877	7,263,209				16,877
1 都市計画総務費	225,091	2,184	227,275				2,184
2 土地政策費	347,861	3,034	350,895				3,034
3 交通政策推進費	930,436	1,037	931,473				1,037
4 市街地整備事業費	1,200,496	3,515	1,204,011				3,515
7 緑化推進費	879,537	1,625	881,162				1,625

節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	315	1 人件費	1,269千円
3 職員手当等	797	(1) 職員	1,156千円
4 共済費	157	(2) 再任用短時間勤務職員	113千円
2 給料	1,036	1 人件費	2,759千円
3 職員手当等	1,448	(1) 職員	2,725千円
4 共済費	275	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	2,487	1 人件費	5,184千円
3 職員手当等	2,289	(1) 職員	5,150千円
4 共済費	408	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	7,758	1 人件費	21,183千円
3 職員手当等	11,407	(1) 職員	20,733千円
4 共済費	2,018	(2) 再任用短時間勤務職員	450千円
2 給料	1,332	1 人件費	3,588千円
3 職員手当等	1,917	(1) 職員	3,528千円
4 共済費	339	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	559	1 人件費	1,441千円
3 職員手当等	743	(1) 再任用短時間勤務職員	34千円
4 共済費	139	(2) 職員	1,407千円
2 給料	883	1 人件費	2,184千円
3 職員手当等	1,100	(1) 職員	2,184千円
4 共済費	201		
2 給料	1,140	1 人件費	3,034千円
3 職員手当等	1,603	(1) 職員	3,034千円
4 共済費	291		
2 給料	348	1 人件費	1,037千円
3 職員手当等	580	(1) 再任用短時間勤務職員	34千円
4 共済費	109	(2) 職員	1,003千円
2 給料	1,197	1 人件費	3,515千円
3 職員手当等	1,947	(1) 再任用短時間勤務職員	34千円
4 共済費	371	(2) 職員	3,481千円
2 給料	554	1 人件費	1,625千円
3 職員手当等	894	(1) 再任用短時間勤務職員	34千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
8 公園事業費	566,198	1,251	567,449				1,251
9 公園管理費	1,642,070	820	1,642,890				820
10 動物園費	776,269	2,915	779,184				2,915
11 動物愛護教育センター費	110,582	496	111,078				496
6 住宅費	1,538,310	2,114	1,540,424				2,114
1 住宅費	1,497,661	2,114	1,499,775				2,114

節		説明	
区分	金額		
	千円		
4 共済費	177	(2) 職員	1,591千円
2 給料	382	1 人件費	1,251千円
3 職員手当等	727	(1) 職員	1,251千円
4 共済費	142		
2 給料	179	1 人件費	820千円
3 職員手当等	535	(1) 再任用短時間勤務職員	34千円
4 共済費	106	(2) 職員	786千円
2 給料	1,049	1 人件費	2,915千円
3 職員手当等	1,569	(1) 再任用短時間勤務職員	33千円
4 共済費	297	(2) 職員	2,882千円
2 給料	126	1 人件費	496千円
3 職員手当等	308	(1) 職員	496千円
4 共済費	62		
2 給料	829	1 人件費	2,114千円
3 職員手当等	1,077	(1) 職員	2,054千円
4 共済費	208	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
9 消防費	12,592,550	101,129	12,693,679				101,129
1 常備消防費	10,907,995	97,815	11,005,810				97,815
1 消防総務費	7,227,664	89,317	7,316,981				89,317
2 火災予防推進費	190,458	2,142	192,600				2,142
3 警防業務費	772,589	3,425	776,014				3,425
6 情報指令費	1,891,693	2,931	1,894,624				2,931
4 災害対策費	879,172	3,314	882,486				3,314
1 防災費	878,589	3,314	881,903				3,314

節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	33,504	1 人件費	89,317千円
3 職員手当等	47,832	(1) 職員	88,821千円
4 共済費	7,981	(2) 再任用短時間勤務職員	496千円
2 給料	738	1 人件費	2,142千円
3 職員手当等	1,181	(1) 職員	2,056千円
4 共済費	223	(2) 再任用短時間勤務職員	86千円
2 給料	957	1 人件費	3,425千円
3 職員手当等	2,095	(1) 職員	3,234千円
4 共済費	373	(2) 再任用短時間勤務職員	191千円
2 給料	788	1 人件費	2,931千円
3 職員手当等	1,821	(1) 職員	2,897千円
4 共済費	322	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	997	1 人件費	3,314千円
3 職員手当等	2,060	(1) 職員	3,235千円
4 共済費	257	(2) 再任用短時間勤務職員	79千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
10 教育費	65,318,409	538,591	65,857,000	140,084			398,507
1 教育総務費	7,353,099	17,787	7,370,886				17,787
1 教育総務費	2,086,382	3,932	2,090,314				3,932
2 教育施設費	2,663,035	2,914	2,665,949				2,914
3 教職員管理費	462,831	5,111	467,942				5,111
4 教育センター費	134,763	1,031	135,794				1,031
5 教育指導費	1,024,877	2,327	1,027,204				2,327
7 教育支援費	966,290	2,472	968,762				2,472
2 小学校費	29,324,203	300,432	29,624,635	87,831			212,601
1 小学校教職員管理費	22,127,694	300,432	22,428,126	87,831			212,601
3 中学校費	17,498,728	183,958	17,682,686	52,253			131,705
1 中学校教職員管理費	12,676,889	183,958	12,860,847	52,253			131,705
4 高等学校費	912,043	7,164	919,207				7,164
1 市立高校管理費	891,344	7,164	898,508				7,164
5 幼稚園費	4,819,449	26,933	4,846,382				26,933
1 幼稚園費	4,819,449	26,933	4,846,382				26,933

節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	1,175	1 人件費	3,932千円
3 職員手当等	2,352	(1) 職員	3,715千円
4 共済費	405	ア 特別職	81千円
		イ 一般職員	3,634千円
		(2) 再任用短時間勤務職員	217千円
2 給料	1,086	1 人件費	2,914千円
3 職員手当等	1,549	(1) 職員	2,829千円
4 共済費	279	(2) 再任用短時間勤務職員	85千円
2 給料	1,398	1 人件費	5,111千円
3 職員手当等	3,148	(1) 職員	4,450千円
4 共済費	565	(2) 再任用短時間勤務職員	661千円
2 給料	234	1 人件費	1,031千円
3 職員手当等	666	(1) 職員	868千円
4 共済費	131	(2) 再任用短時間勤務職員	163千円
2 給料	522	1 人件費	2,327千円
3 職員手当等	1,541	(1) 再任用短時間勤務職員	85千円
4 共済費	264	(2) 職員	2,242千円
2 給料	898	1 人件費	2,472千円
3 職員手当等	1,337	(1) 職員	2,472千円
4 共済費	237		
2 給料	122,441	1 人件費	300,432千円
3 職員手当等	151,213	(1) 少人数学級対応講師	1,751千円
4 共済費	26,778	(2) 職員	296,105千円
		(3) 再任用短時間勤務職員	2,576千円
2 給料	77,902	1 人件費	183,958千円
3 職員手当等	90,251	(1) 職員	182,550千円
4 共済費	15,805	(2) 再任用短時間勤務職員	1,408千円
2 給料	2,008	1 人件費	7,164千円
3 職員手当等	4,347	(1) 職員	7,130千円
4 共済費	809	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	10,995	1 人件費	26,933千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
7 保健体育費	4,006,106	2,317	4,008,423				2,317
1 健康安全費	4,006,106	2,317	4,008,423				2,317
計	413,780,000	976,557	414,756,557	140,084			836,473

(歳出) 10 教育費

節		説明	
区分	金額		
	千円		
3 職員手当等	13,582	(1) 職員	26,873千円
4 共済費	2,356	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	794	1 人件費	2,317千円
3 職員手当等	1,283	(1) 職員	2,204千円
4 共済費	240	(2) 再任用短時間勤務職員	113千円

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 後	長 等	人 4	千円 48,732	千円 19,433	千円	千円 20,000	千円 88,165	千円 10,153	千円 98,318	退職手当 20,000千円
	議 員	46	360,384	143,704			504,088	108,404	612,492	
	そ の 他	10,396	888,953	17,052	6,801		912,806	4,528	917,334	
	計	10,446	1,249,337	65,784	169,938	20,000	1,505,059	123,085	1,628,144	退職手当 20,000千円
補 正 前	長 等	4	48,732	19,027		20,000	87,759	10,137	97,896	退職手当 20,000千円
	議 員	46	360,384	140,700			501,084	108,404	609,488	
	そ の 他	10,396	888,953	17,052	6,658		912,663	4,520	917,183	
	計	10,446	1,249,337	65,784	166,385	20,000	1,501,506	123,061	1,624,567	退職手当 20,000千円
比 較	長 等	0	0	406		0	406	16	422	
	議 員	0	0	3,004			3,004	0	3,004	
	そ の 他	0	0	143			143	8	151	
	計	0	0	3,553		0	3,553	24	3,577	

注 その他は、執行機関の委員、附属機関の委員、選挙における選挙長・立会人等、その他の特別職の職員の合計である。

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(6,186) 8,757	5,826,237	37,849,455	22,969,425	66,645,117	13,196,246	79,841,363	
補正前	(6,186) 8,757	5,826,237	37,473,896	22,462,067	65,762,200	13,106,543	78,868,743	
比較	(0) 0	0	375,559	507,358	882,917	89,703	972,620	
職 員	区分	初任給 調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	4,387	841,932	1,163,815	680,645	471,778	10,248	458,079
	補正前	4,378	841,932	1,152,311	680,645	471,778	10,248	458,079
比較	9	0	11,504	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	区分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	35,142	1,471,234	600,534	4,612	1,194	9,541,435	7,111,416
	補正前	34,803	1,457,622	600,534	4,612	1,194	9,293,863	6,877,508
比較	339	13,612	0	0	0	247,572	233,908	
内 訳	区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退 職 手 当				
		千円	千円	千円				
	補正後	242,676		330,298				
	補正前	242,676		329,884				
比較	0		414					

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(561) 8,757		37,849,455	21,955,730	59,805,185	12,368,715	72,173,900		
補正前	(561) 8,757		37,473,896	21,448,372	58,922,268	12,279,012	71,201,280		
比 較	(0) 0		375,559	507,358	882,917	89,703	972,620		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後	4,387	841,932	1,163,815	680,645	471,778	10,248	458,079	
	補正前	4,378	841,932	1,152,311	680,645	471,778	10,248	458,079	
	比 較	9	0	11,504	0	0	0	0	
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後	35,142	1,471,234	600,534	4,612	1,194	8,527,740	7,111,416	
	補正前	34,803	1,457,622	600,534	4,612	1,194	8,280,168	6,877,508	
	比 較	339	13,612	0	0	0	247,572	233,908	
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後	242,676		330,298					
	補正前	242,676		329,884					
	比 較	0		414					

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(5,625) 0	5,826,237	0	1,013,695	6,839,932	827,531	7,667,463		
補正前	(5,625) 0	5,826,237		1,013,695	6,839,932	827,531	7,667,463		
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後						1,013,695		
	補正前						1,013,695		
	比 較						0		
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 375,559	1 給与改定に伴う増減分	千円 375,559	給与改定の状況 給与改定率 0.80% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		2 昇給に伴う増加分		
		3 その他の増減分		
職員手当	507,358	1 制度改正に伴う増減分		
		2 その他の増減分	千円 507,358	初任給調整手当 9 扶養手当 11,504 地域手当 通勤手当 住居手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 へき地手当 339 時間外勤務手当 13,612 管理職手当 宿日直手当 管理職員 特別勤務手当 247,572 期末手当 233,908 勤勉手当 義務教育等教員 特別手当 災害派遣手当 退職手当 414

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般行政職	技能労務職	消防職	医師職	医療技術職	看護保健職	教育職(高校)	教育職(小中学校)	教育職(幼稚園)	
令和5年10月1日現在	平均給料月額	円 324,987	円 353,748	円 316,564	円 515,206	円 319,924	円 327,044	円 395,455	円 356,828	円 297,007
	平均給与月額	円 383,628	円 395,143	円 424,907	円 893,330	円 367,763	円 377,458	円 449,946	円 400,054	円 348,186
	平均年齢	歳 42.07	歳 52.06	歳 40.05	歳 54.11	歳 42.03	歳 42.11	歳 48.04	歳 42.04	歳 38.07
令和5年5月1日現在	平均給料月額	円 324,930	円 354,550	円 316,171	円 515,206	円 319,888	円 327,860	円 394,550	円 356,686	円 296,920
	平均給与月額	円 405,243	円 395,011	円 407,280	円 884,981	円 374,867	円 385,700	円 450,807	円 399,252	円 341,770
	平均年齢	歳 42.02	歳 52.03	歳 39.11	歳 54.06	歳 41.10	歳 42.08	歳 48.02	歳 41.11	歳 38.02

イ 初任給

区分	一般行政職	技能労務職	消防職	医師職	医療技術職	看護保健職	教育職 (高校)	教育職 (小中学校)	教育職 (幼稚園)
市の制度	高校卒 円 174,010	経験年数に 応じて 円 166,984 から 円 224,818 まで	円 174,010			(准看) 円 174,010			
	大学卒 円 206,083		円 206,083	円 264,700	円 211,785	(看護) 円 206,083	円 230,215	円 230,215	円 206,083
国の制度	高校卒 円 166,600	経験年数に 応じて 円 147,100 から 円 224,600 まで				(准看) 円 183,500			
	大学卒 総合職 円 200,700 一般職 円 196,200			円 264,700	円 202,800	円 228,500			

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		技能労務職		消防職		医師職		医療技術職		看護保健職		教育職 (高校)		教育職 (小中学校)		教育職 (幼稚園)	
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
令和5年10月1日現在	1	205	6.4	4	2.4	69	7.8			5	3.6	6	2.7					21	7.7
	2	(1) 470	(0.4) 14.8			(2) 89	(6.7) 10.0	1	16.7	26	18.6	28	12.8	74	93.7	(193)	(100.0)	54	19.9
	3	(241) 1,267	(99.2) 39.8			(28) 520	(93.3) 58.5	2	33.3	(4) 65	(100.0) 46.4	(13) 106	(100.0) 48.4	2	2.5	185	5.0	(1)	(100.0)
	4	616	19.4	(43) 14	(100.0) 8.4	73	8.2	3	50.0	19	13.6	45	20.5	3	3.8	150	4.0	41	15.1
	5	253	8.0	149	89.2	74	8.3			10	7.1	18	8.2					6	2.2
	6	(1) 167	(0.4) 5.2			39	4.4			7	5.0	10	4.6						
	7	110	3.5			13	1.5			7	5.0	5	2.3						
	8	49	1.5			10	1.1			1	0.7								
	9	43	1.4			2	0.2					1	0.5						
	計	(243) 3,180	(100.0) 100.0	(43) 167	(100.0) 100.0	(30) 889	(100.0) 100.0	6	100.0	(4) 140	(100.0) 100.0	(13) 219	(100.0) 100.0	79	100.0	(193) 3,738	(100.0) 100.0	(1) 272	(100.0) 100.0
令和5年5月1日現在	1	207	6.5	3	1.8	70	7.8			5	3.6	6	2.8					21	7.7
	2	(1) 470	(0.4) 14.8			(2) 91	(6.7) 10.2	1	16.7	26	18.6	26	11.9	74	93.7	(194)	(100.0)	54	19.9
	3	(242) 1,268	(99.2) 40.0			(28) 519	(93.3) 58.2	2	33.3	(4) 65	(100.0) 46.4	(13) 106	(100.0) 48.9	2	2.5	185	4.9	(1)	(100.0)
	4	616	19.3	(43) 14	(100.0) 8.4	73	8.2	3	50.0	19	13.6	45	20.7	3	3.8	150	4.0	41	15.1
	5	253	7.9	150	89.8	74	8.3			10	7.1	18	8.3					6	2.2
	6	(1) 167	(0.4) 5.2			39	4.4			7	5.0	10	4.6						
	7	110	3.5			13	1.5			7	5.0	5	2.3						
	8	49	1.5			10	1.2			1	0.7								
	9	43	1.3			2	0.2					1	0.5						
	計	(244) 3,183	(100.0) 100.0	(43) 167	(100.0) 100.0	(30) 891	(100.0) 100.0	6	100.0	(4) 140	(100.0) 100.0	(13) 217	(100.0) 100.0	79	100.0	(194) 3,747	(100.0) 100.0	(1) 272	(100.0) 100.0

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区分	1・2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副主幹 副技監	本庁課長補佐 主幹 技監	区課長 専門監	本庁課長 担当課長 副参事	次副区長 参事	部長 担当部長 会計管理者 区長 参事

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種										
		一 般 行政職	技 能 労務職	消 防 職	医 師 職	医 療 技術職	看 護 保健職	教 育 職 (高 校)	教 育 職 (小 中 学 校)	教 育 職 (幼 稚 園)		
補 正 後	職 員 数 (A)	8,757	3,204	172	887	6	145	221	79	3,766	277	
	昇給に係る 職員数 (B)	8,757	3,204	172	887	6	145	221	79	3,766	277	
	号給数別 内 訳	2号給										
		4号給	6,375	2,352	127	651	5	106	162	57	2,711	204
		6号給	1,998	676	36	187	1	31	47	20	942	58
		7号給	107							2	105	
		8号給	277	176	9	49		8	12		8	15
比 率 (B) / (A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
補 正 前	職 員 数 (A)	8,757	3,204	172	887	6	145	221	79	3,766	277	
	昇給に係る 職員数 (B)	8,757	3,204	172	887	6	145	221	79	3,766	277	
	号給数別 内 訳	2号給										
		4号給	6,375	2,352	127	651	5	106	162	57	2,711	204
		6号給	1,998	676	36	187	1	31	47	20	942	58
		7号給	107							2	105	
		8号給	277	176	9	49		8	12		8	15
比 率 (B) / (A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

オ 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	1 2 月			
補 正 後	(1. 15)	(1. 20)	(2. 35)	有	
	2. 20	2. 30	4. 50		
補 正 前	(1. 15)	(1. 15)	(2. 30)	有	
	2. 20	2. 20	4. 40		
国の制度	(1. 15)	(1. 20)	(2. 35)	有	
	2. 20	2. 30	4. 50		

注 () 内は再任用職員の支給率である。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	浜 松 市		東 京 都
	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者	
支 給 率	16%	3%	18%
支 給 対 象 職 員 数	人	8,749人	人
国の指定基準に 基づく支給率	16%	3%	20%

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代 表 的 な 職 種								
		一 般 行政職	技 能 労務職	消 防 職	医 師 職	医 療 技術職	看 護 保健職	教 育 職 (高 校)	教 育 職 (小中学校)	教 育 職 (幼稚園)
給料総額に対する比率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	1.2	0.2	2.8	3.0	38.2	0.2	0.6	2.8	1.5	
支給対象職員の比率 (令和5年10月1日現在)	35.2	14.7	46.7	83.8	100.0	19.3	21.0	58.2	44.0	
代表的な特殊勤務 手当の名称	調査収納手当・社会福祉業務手当・環境衛生手当									

ケ その他の手当

区 分	内 容	国の制度 との異同	国 の 制 度 の 内 容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあつては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表（一）8級及びこれに相当する職務の職員にあつては、3,500円。 行政職俸給表（一）9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円 の加算又は減額の措置あり。	異	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。

と畜場・市場事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	151,396	-	151,396
2 財産収入	307	-	307
3 繰入金	214,022	360	214,382
4 繰越金	1	-	1
5 諸収入	6,274	-	6,274
歳入合計	372,000	360	372,360

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	354,666	360	355,026			360	
2 公債費	17,308	-	17,308				
3 予備費	26	-	26				
歳出合計	372,000	360	372,360			360	

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 繰入金	214,022	360	214,382
1 一般会計繰入金	214,022	360	214,382
1 一般会計繰入金	214,022	360	214,382
計	372,000	360	372,360

(歳入) と畜場・市場事業特別会計

節		説明
区分	金額	
	千円	
一般会計繰入金	360	一般会計からの繰入金

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	354,666	360	355,026			360	
1 総務管理費	354,666	360	355,026			360	
1 と畜場管理費	283,141	360	283,501			360	
計	372,000	360	372,360			360	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
2 給料	69	1 人件費 360千円
3 職員手当等	236	(1) 職員 326千円
4 共済費	55	(2) 再任用短時間勤務職員 34千円

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	人 (3) 4	千円 1,990	千円 25,661	千円 16,586	千円 44,237	千円 8,309	千円 52,546	
補正前	(3) 4	1,990	25,592	16,350	43,932	8,254	52,186	
比 較	(0) 0	0	69	236	305	55	360	
職 員	区 分	初任給 調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当
	補正後	千円	千円 1,138	千円 904	千円 610	千円 309	千円	千円 370
	補正前		1,138	901	610	309		370
	比 較		0	3	0	0		0
手 当 の 内 訳	区 分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補正後	千円	千円 226	千円 2,449	千円	千円	千円 6,039	千円 4,541
	補正前		224	2,449			5,922	4,427
	比 較		2	0			117	114
内 訳	区 分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退 職 手 当				
	補正後	千円	千円	千円				
	補正前							
	比 較							

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(2) 4		25,661	16,066	41,727	7,864	49,591		
補正前	(2) 4		25,592	15,830	41,422	7,809	49,231		
比 較	(0) 0		69	236	305	55	360		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後		1,138	904	610	309		370	
	補正前		1,138	901	610	309		370	
	比 較		0	3	0	0		0	
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後		226	2,449			5,519	4,541	
	補正前		224	2,449			5,402	4,427	
	比 較		2	0			117	114	
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(1) 0	1,990		520	2,510	445	2,955		
補正前	(1) 0	1,990		520	2,510	445	2,955		
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後						520		
	補正前						520		
	比 較						0		
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

と畜場・市場事業特別会計

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 69	1 給与改定に伴う増減分	千円 69	給与改定の状況 給与改定率 0.80% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		2 昇給に伴う増加分		
		3 その他の増減分		千円
職員手当	236	1 制度改正に伴う増減分		
		2 その他の増減分	236	千円 3 2 117 114

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職	医療技術職
令和5年10月1日現在	平均給料月額	円 383,454	円	円 431,309
	平均給与月額	円 438,648	円	円 564,070
	平均年齢	歳 53.09	歳	歳 59.10
令和5年1月1日現在	平均給料月額	円 394,993	円	円 431,309
	平均給与月額	円 477,026	円	円 573,931
	平均年齢	歳 55.07	歳	歳 59.01

イ 初任給

と畜場・市場事業特別会計

区分		一般行政職	技能労務職	医療技術職
市の制度	高校卒	円 174,010	経験年数に応じて 円 166,984 から 円 224,818 まで	円 211,785
	大学卒	円 206,083		
国の制度	高校卒	円 166,600	経験年数に応じて 円 147,100 から 円 224,600 まで	円 202,800
	大学卒	円 200,700 円 196,200		

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		技能労務職		医療技術職	
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
令和5年10月1日現在	1	人	%	人	%	人	%
	2						
	3	(1)	(100.0)				
	4	2	66.7				
	5						
	6	1	33.3				
	7					1	100.0
	8						
	9						
	計	(1) 3	(100.0) 100.0			1	100.0
令和5年1月1日現在	1						
	2						
	3	(1) 1	(100.0) 33.3				
	4						
	5						
	6	1	33.3				
	7	1	33.4			1	100.0
	8						
	9						
	計	(1) 3	(100.0) 100.0			1	100.0

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区分	1・2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副主幹 副技監	本庁課長補佐 主幹 技監	区課長 専門監	本庁課長 担当課長 副参事	次長 副区長 参事	部長 担当部長 会計管理者 区参 長与

エ 昇給

と畜場・市場事業特別会計

区 分	合 計	代表的な職種			
		一 般 行政職	技 能 労務職	医 療 技術職	
補 正 後	職 員 数 (A)	4人	3人	1人	
	昇給に係る 職員数 (B)	4人	3人	1人	
	号給数別 内 訳	2号給	人		
		4号給	3人	2人	1人
		6号給	1人	1人	
		7号給	人		
		8号給	人		
比 率 (B)／(A)	100.0%	100.0%	100.0%		
補 正 前	職 員 数 (A)	4人	3人	1人	
	昇給に係る 職員数 (B)	4人	3人	1人	
	号給数別 内 訳	2号給	人		
		4号給	3人	2人	1人
		6号給	1人	1人	
		7号給	人		
		8号給	人		
比 率 (B)／(A)	100.0%	100.0%	100.0%		

オ 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	1 2 月			
補 正 後	月分 (1. 15)	月分 (1. 20)	月分 (2. 35)	有	
	2. 20	2. 30	4. 50		
補 正 前	月分 (1. 15)	月分 (1. 15)	月分 (2. 30)	有	
	2. 20	2. 20	4. 40		
国の制度	月分 (1. 15)	月分 (1. 20)	月分 (2. 35)	有	
	2. 20	2. 30	4. 50		

注 () 内は再任用職員の支給率である。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	月分 24. 586875	月分 33. 27075	月分 47. 709	月分 47. 709	定年前早期退職 特例措置 (3%～45%加算)	
国の制度	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 地域手当

と畜場・市場事業特別会計

支給対象地域	浜 松 市	
	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支給率	%	%
		3
支給対象職員数	人	人
		4
国の指定基準に 基づく支給率	%	%
		3

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種		
		一般 行政職	技能 労務職	医療 技術職
給料総額に対する比率	%	%	%	%
	0.7	0.6		0.9
支給対象職員の比率 (令和5年10月1日現在)	75.0	66.7		100.0
代表的な特殊勤務 手当の名称	特殊作業手当			

ケ その他の手当

区 分	内 容	国の制度 との異同	国 の 制 度 の 内 容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあつては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表（一）8級及びこれに相当する職務の職員にあつては、3,500円。 行政職俸給表（一）9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。

中央卸売市場事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	451,654	-	451,654
2 財産収入	4	-	4
3 繰越金	1,000	831	1,831
4 諸収入	294,342	-	294,342
歳入合計	747,000	831	747,831

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	713,039	831	713,870				831
2 公債費	32,961	-	32,961				
3 予備費	1,000	-	1,000				
歳出合計	747,000	831	747,831				831

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰越金	千円 1,000	千円 831	千円 1,831
1 繰越金	1,000	831	1,831
1 繰越金	1,000	831	1,831
計	747,000	831	747,831

節		説明
区分	金額	
	千円	
前年度繰越金	831	

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	713,039	831	713,870				831
1 総務管理費	713,039	831	713,870				831
1 一般管理費	116,115	612	116,727				612
3 業務運営費	36,366	219	36,585				219
計	747,000	831	747,831				831

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
2 給料	172	1 人件費	612千円
3 職員手当等	364	(1) 職員	527千円
4 共済費	76	(2) 再任用短時間勤務職員	85千円
2 給料	51	1 人件費	219千円
3 職員手当等	134	(1) 職員	165千円
4 共済費	34	(2) 再任用短時間勤務職員	54千円

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	人 (9) 8	千円 7,738	千円 48,642	千円 29,732	千円 86,112	千円 16,351	千円 102,463	
補正前	(9) 8	7,738	48,419	29,234	85,391	16,241	101,632	
比 較	(0) 0	0	223	498	721	110	831	
職 員	区 分	初任給 調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当
	補正後	千円	千円 1,526	千円 1,576	千円 1,404	千円 586	千円	千円
	補正前		1,526	1,568	1,404	586		
	比 較		0	8	0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補正後	千円	千円 1,358	千円 2,252	千円	千円	千円 12,703	千円 8,327
	補正前		1,344	2,252			12,461	8,093
	比 較		14	0			242	234
内 訳	区 分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退 職 手 当				
	補正後	千円	千円	千円				
	補正前							
	比 較							

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(5) 8		48,642	27,654	76,296	14,664	90,960		
補正前	(5) 8		48,419	27,156	75,575	14,554	90,129		
比 較	(0) 0		223	498	721	110	831		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後		1,526	1,576	1,404	586			
	補正前		1,526	1,568	1,404	586			
	比 較		0	8	0	0			
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後		1,358	2,252			10,625	8,327	
	補正前		1,344	2,252			10,383	8,093	
	比 較		14	0			242	234	
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(4) 0	7,738		2,078	9,816	1,687	11,503		
補正前	(4) 0	7,738		2,078	9,816	1,687	11,503		
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後						2,078		
	補正前						2,078		
	比 較						0		
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

中央卸売市場事業特別会計

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 223	1 給与改定に伴う増減分	千円 223	給与改定の状況 給与改定率 0.80% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		2 昇給に伴う増加分		
		3 その他の増減分		千円
職員手当	498	1 制度改正に伴う増減分		
		2 その他の増減分	498	千円 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 通勤手当 住居手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 へき地手当 時間外勤務手当 管理職手当 宿日直手当 管理職員手当 特別勤務手当 期末手当 勤勉手当 義務教育等教員手当 特別手当 災害派遣手当 退職手当

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職
令和5年 10月1日 現在	平均給料月額	円 360,328	円
	平均給与月額	円 409,310	円
	平均年齢	歳 46.09	歳
令和5年 1月1日 現在	平均給料月額	円 364,273	円
	平均給与月額	円 421,852	円
	平均年齢	歳 47.08	歳

イ 初任給

区分		一般行政職	技能労務職
市の制度	高校卒	174,010 円	経験年数に応じて 166,984 円から 224,818 円まで
	大学卒	206,083 円	
国の制度	高校卒	166,600 円	経験年数に応じて 147,100 円から 224,600 円まで
	大学卒	総合職 200,700 円 一般職 196,200 円	

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		技能労務職	
		職員数	構成比	職員数	構成比
令和5年10月1日現在	1	人	%	人	%
	2	(1)	(20.0)		
	3	(4)	(80.0)		
	4	3	37.5		
	5	2	25.0		
	6	1	12.5		
	7	1	12.5		
	8				
	9				
	計	(5)	(100.0)		
令和5年1月1日現在	1				
	2	(1)	(20.0)		
	3	(4)	(80.0)		
	4	3	37.5		
	5	1	12.5		
	6	2	25.0		
	7	1	12.5		
	8				
	9				
	計	(5)	(100.0)		

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区分	1・2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副主幹 副技監	本庁課長補佐 主幹 技監	区課長 専門監	本庁課長 担当課長 副参事	次長 副区長 参事	部長 担当部長 会計管理者 区参 長与

エ 昇給

区 分	合 計	代表的な職種		
		一 般 行政職	技 能 労務職	
補 正 後	職 員 数 (A)	8 人	8 人	
	昇給に係る 職員数 (B)	8 人	8 人	
	号給数別 内 訳	2号給	人	
		4号給	6 人	6 人
		6号給	2 人	2 人
		7号給	人	
		8号給	人	
比 率 (B) / (A)	100.0 %	100.0 %		
補 正 前	職 員 数 (A)	8 人	8 人	
	昇給に係る 職員数 (B)	8 人	8 人	
	号給数別 内 訳	2号給	人	
		4号給	6 人	6 人
		6号給	2 人	2 人
		7号給	人	
		8号給	人	
比 率 (B) / (A)	100.0 %	100.0 %		

オ 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	1 2 月			
補 正 後	月分 (1. 15)	月分 (1. 20)	月分 (2. 35)	有	
	2. 20	2. 30	4. 50		
補 正 前	月分 (1. 15)	月分 (1. 15)	月分 (2. 30)	有	
	2. 20	2. 20	4. 40		
国の制度	月分 (1. 15)	月分 (1. 20)	月分 (2. 35)	有	
	2. 20	2. 30	4. 50		

注 () 内は再任用職員の支給率である。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	月分 24. 586875	月分 33. 27075	月分 47. 709	月分 47. 709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	浜 松 市	
	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支給率	%	3 %
支給対象職員数	人	8 人
国の指定基準に 基づく支給率	%	3 %

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一 般 行政職	技 能 労務職
給料総額に対する比率	%	%	%
支給対象職員の比率 (令和5年10月1日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	内 容	国の制度 との異同	国 の 制 度 の 内 容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表（一）8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表（一）9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円 の加算又は減額の措置あり。	異	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。

小型自動車競走事業特別会計

歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	627,621	0	627,621				0
2 事業費	18,994,055	-	18,994,055				
3 公債費	959	-	959				
4 繰出金	50,000	-	50,000				
5 諸支出金	117,600	-	117,600				
6 予備費	708,765	-	708,765				
歳出合計	20,499,000	0	20,499,000				0

2 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	627,621	0	627,621				0
1 総務管理費	627,621	0	627,621				0
1 一般管理費	108,157	392	108,549				392
3 小型自動車競走 事業基金費	238,010	△392	237,618				△392
計	20,499,000	0	20,499,000				0

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
2 給料	66	1 人件費 392千円
3 職員手当等	272	(1) 職員 392千円
4 共済費	54	
24 積立金	△392	1 小型自動車競走事業基金に対する積立金 △392千円

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	人 (0) 5	千円 23,315	千円 15,237	千円 38,552	千円 7,836	千円 46,388		
補正前	(0) 5	23,249	14,965	38,214	7,782	45,996		
比 較	(0) 0	66	272	338	54	392		
職 員	区 分	初任給 調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 894	千円 707	千円 390	千円 300	千円	千円	千円
	補正前	894	704	390	300			
	比 較		0	3	0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補正後	千円 1,898	千円 797	千円	千円	千円	千円 5,572	千円 4,679
	補正前	1,879	797				5,446	4,555
	比 較	19	0				126	124
内 訳	区 分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退 職 手 当				
	補正後	千円	千円	千円				
	補正前							
	比 較							

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

区 分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(0) 5		23,315	15,237	38,552	7,836	46,388		
補正前	(0) 5		23,249	14,965	38,214	7,782	45,996		
比 較	(0) 0		66	272	338	54	392		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後		894	707	390	300			
	補正前		894	704	390	300			
	比 較		0	3	0	0			
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後		1,898	797			5,572	4,679	
	補正前		1,879	797			5,446	4,555	
	比 較		19	0			126	124	
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(0) 0				0		0		
補正前	(0) 0				0		0		
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

小型自動車競走事業特別会計

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	千円 66	1 給与改定に伴う増減分	千円 66		給与改定の状況 給与改定率 0.80% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		2 昇給に伴う増加分			
		3 その他の増減分			
職員手当	272	1 制度改正に伴う増減分			
		2 その他の増減分	272	初任給調整手当 扶養手当 地域手当 通勤手当 住居手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 へき地手当 時間外勤務手当 管理職手当 宿日直手当 管理職員手当 特別勤務手当 期末手当 勤勉手当 義務教育等教員手当 特別手当 災害派遣手当 退職手当	千円 3 19 126 124

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職
令和5年 10月1日 現在	平均給料月額	円 379,849	円
	平均給与月額	円 433,781	円
	平均年令	歳 52.04	歳
令和5年 1月1日 現在	平均給料月額	円 379,503	円
	平均給与月額	円 434,513	円
	平均年令	歳 50.11	歳

イ 初任給

区分		一般行政職	技能労務職
市の制度	高校卒	174,010 円	経験年数に応じて 166,984 円 から 224,818 円 まで
	大学卒	206,083 円	
国の制度	高校卒	166,600 円	経験年数に応じて 147,100 円 から 224,600 円 まで
	大学卒	総合職 200,700 円 一般職 196,200 円	

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		技能労務職	
		職員数	構成比	職員数	構成比
令和5年10月1日現在	1	人	%	人	%
	2				
	3	2	40.0		
	4	1	20.0		
	5	1	20.0		
	6				
	7	1	20.0		
	8				
	9				
	計	5	100.0		
令和5年1月1日現在	1				
	2				
	3	2	40.0		
	4	1	20.0		
	5	1	20.0		
	6				
	7	1	20.0		
	8				
	9				
	計	5	100.0		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1・2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副主幹 副技監	本庁課長補佐 主幹 技監	区課長 専門監	本庁課長 担当課長 副参事	次長 副区長 参事	部長 担当部長 会計管理者 区参 長与

エ 昇給

小型自動車競走事業特別会計

区 分	合 計	代表的な職種		
		一 般 行政職	技 能 労務職	
補 正 後	職 員 数 (A)	5 人	5 人	
	昇給に係る 職員数 (B)	5 人	5 人	
	号給数別 内 訳	2号給	人	
		4号給	4 人	4 人
		6号給	1 人	1 人
		7号給	人	
		8号給	人	
比 率 (B)／(A)	100.0 %	100.0 %		
補 正 前	職 員 数 (A)	5 人	5 人	
	昇給に係る 職員数 (B)	5 人	5 人	
	号給数別 内 訳	2号給	人	
		4号給	4 人	4 人
		6号給	1 人	1 人
		7号給	人	
		8号給	人	
比 率 (B)／(A)	100.0 %	100.0 %		

オ 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	1 2 月			
補 正 後	2. 2 0 月分	2. 3 0 月分	4. 5 0 月分	有	
補 正 前	2. 2 0	2. 2 0	4. 4 0	有	
国の制度	2. 2 0	2. 3 0	4. 5 0	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	24. 586875 月分	33. 27075 月分	47. 709 月分	47. 709 月分	定年前早期退職 特例措置 (3%～45%加算)	
国の制度	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	浜 松 市	
	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支給率	%	3 %
支給対象職員数	人	5 人
国の指定基準に 基づく支給率	%	3 %

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一 般 行政職	技 能 労務職
給料総額に対する比率	%	%	%
支給対象職員の比率 (令和5年10月1日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	内 容	国の制度 との異同	国 の 制 度 の 内 容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表（一）8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表（一）9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。

駐 車 場 事 業 特 別 会 計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	62	-	62
2 財産収入	13	-	13
3 繰越金	758	210	968
4 諸収入	330,167	-	330,167
5 繰入金	4,693	-	4,693
歳入合計	335,693	210	335,903

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 駐車場費	297,905	210	298,115				210
2 公債費	36,788	-	36,788				
3 予備費	1,000	-	1,000				
歳出合計	335,693	210	335,903				210

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 繰越金	758	210	968
1 繰越金	758	210	968
1 繰越金	758	210	968
計	335,693	210	335,903

(歳入) 駐車場事業特別会計

節		説明
区分	金額	
	千円	
前年度繰越金	210	

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 駐車場費	297,905	210	298,115				210
1 駐車場費	297,905	210	298,115				210
1 一般管理費	186,076	210	186,286				210
計	335,693	210	335,903				210

(歳 出) 駐車場事業特別会計

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
2 給料	117	1 人件費 210千円
3 職員手当等	75	(1) 職員 210千円
4 共済費	18	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	人 (0) 1	千円	千円 3,663	千円 2,374	千円 6,037	千円 1,159	千円 7,196	
補正前	(0) 1		3,546	2,299	5,845	1,141	6,986	
比 較	(0) 0		117	75	192	18	210	
職 員	区 分	初任給 調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当
	補正後	千円	千円	千円 92	千円 91	千円 309	千円	千円
	補正前			88	91	309		
	比 較			4	0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補正後	千円	千円 505	千円	千円	千円	千円 741	千円 636
	補正前		500				706	605
	比 較		5				35	31
内 訳	区 分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退 職 手 当				
	補正後	千円	千円	千円				
	補正前							
	比 較							

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(0) 1		3,663	2,374	6,037	1,159	7,196		
補正前	(0) 1		3,546	2,299	5,845	1,141	6,986		
比 較	(0) 0	0	117	75	192	18	210		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後			92	91	309			
	補正前			88	91	309			
	比 較			4	0	0			
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後		505				741	636	
	補正前		500				706	605	
	比 較		5				35	31	
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(0) 0				0		0		
補正前	(0) 0				0		0		
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

駐車場事業特別会計

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 117	1 給与改定に伴う増減分	千円 117	給与改定の状況 給与改定率 0.80% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		2 昇給に伴う増加分		
		3 その他の増減分		千円
職員手当	75	1 制度改正に伴う増減分		
		2 その他の増減分	75	千円 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 通勤手当 住居手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 へき地手当 時間外勤務手当 管理職手当 宿日直手当 管理職員手当 特別勤務手当 期末手当 勤勉手当 義務教育等教員手当 特別手当 災害派遣手当 退職手当

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職
令和5年 10月1日 現在	平均給料月額	円 202,112	円
	平均給与月額	円 241,131	円
	平均年齢	歳 24.09	歳
令和5年 1月1日 現在	平均給料月額	円 247,524	円
	平均給与月額	円 259,149	円
	平均年齢	歳 31.04	歳

イ 初任給

区分		一般行政職	技能労務職
市の制度	高校卒	174,010 円	経験年数に応じて 166,984 円 から 224,818 円 まで
	大学卒	206,083 円	
国の制度	高校卒	166,600 円	経験年数に応じて 147,100 円 から 224,600 円 まで
	大学卒	総合職 200,700 円 一般職 196,200 円	

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		技能労務職	
		職員数	構成比	職員数	構成比
令和5年10月1日現在	1	1 人	100.0 %		
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	計		1	100.0	
令和5年1月1日現在	1				
	2	1	100.0		
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	計		1	100.0	

(級別の標準的な職務内容)

区分	1・2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副主幹 副技監	本庁課長補佐 主幹 技監	区課長 専門監	本庁課長 担当課長 副参事	次長 副区長 参事	部長 担当部長 会計管理者 区参 長与

エ 昇給

区 分	合 計	代表的な職種		
		一 般 行政職	技 能 労務職	
補 正 後	職 員 数 (A)	1 人	1 人	
	昇給に係る 職員数 (B)	1 人	1 人	
	号給数別 内 訳	2号給	1 人	
		4号給	1 人	1 人
		6号給	1 人	
		7号給	1 人	
		8号給	1 人	
比 率 (B) / (A)	100.0 %	100.0 %		
補 正 前	職 員 数 (A)	1 人	1 人	
	昇給に係る 職員数 (B)	1 人	1 人	
	号給数別 内 訳	2号給	1 人	
		4号給	1 人	1 人
		6号給	1 人	
		7号給	1 人	
		8号給	1 人	
比 率 (B) / (A)	100.0 %	100.0 %		

オ 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	1 2 月			
補 正 後	2. 2 0	2. 3 0	4. 5 0	有	
補 正 前	2. 2 0	2. 2 0	4. 4 0	有	
国の制度	2. 2 0	2. 3 0	4. 5 0	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	浜 松 市	
	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支給率	%	3 %
支給対象職員数	人	1 人
国の指定基準に 基づく支給率	%	3 %

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一 般 行政職	技 能 労務職
給料総額に対する比率	%	%	%
支給対象職員の比率 (令和5年10月1日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	内 容	国の制度 との異同	国 の 制 度 の 内 容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員にあっては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表（一）8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表（一）9級及びこれに相当する職務の職員にあっては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。

第 168 号 議 案

令和 5年11月17日提 出

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例
の一部改正について

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例
の一部を改正する条例

第1条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和31年浜松市条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に100分の234.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、<u>6月に支給する場合においては100分の234.25、12月に支給する場合においては100分の244.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、6月に支給する場合においては100分の234.25、12月に支給する場合においては100分の244.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。

(1)～(4) (略)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に100分の239.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。

(1)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第 169 号 議 案

令和 5年11月17日 提 出

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市特別職の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に100分の234.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の234.25、12月に支給する場合には100分の244.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了</p>

し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額に、6月に支給する場合においては100分の234.25、12月に支給する場合には100分の244.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。

(1)～(4) (略)

し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額に100分の239.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。

(1)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第 170 号 議 案

令和 5年11月17日 提 出

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第4条の2 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる<u>給料月額</u>のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務条件条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第9条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>41万4,800円</u>を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日から規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100</p>	<p>（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第4条の2 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務条件条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第9条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>41万5,600円</u>を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日から規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月</u></p>

分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

<p>勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>12 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に定める給料月額、<u>当該給料月額に、当該給料月額に100分の1.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。</u>この場合における附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。</p>	<p>勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>12 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に定める給料月額及び基準給料月額(以下この項において「給料月額等」という。)は、<u>当該給料月額等に、当該給料月額等に100分の1.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。</u>この場合における附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	

11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			

	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300				
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600				
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800				
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000				
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300				
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600				
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800				
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000				
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
	94		295,900	343,600	382,500					
	95		296,200	344,100	382,900					
	96		296,600	344,500	383,300					
	97		296,800	344,700	383,600					
	98		297,100	345,100	384,100					
	99		297,500	345,500	384,500					
	100		297,900	345,800	384,900					
	101		298,100	346,100	385,200					
	102		298,400	346,500						
	103		298,800	346,900						
	104		299,100	347,300						
	105		299,300	347,800						
	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
	44	380,000	444,200	497,500	553,900	
	45	380,900	446,000	498,900	555,100	
	46	382,200	447,800	500,600	556,100	
	47	383,500	449,500	502,400	557,100	
	48	384,800	451,200	504,100	558,100	
	49	385,600	452,800	505,600	559,100	
	50	386,400	454,500	506,900	560,000	
	51	387,200	456,200	508,200	560,900	
	52	387,700	457,900	509,500	561,800	
	53	388,500	459,800	510,500	562,600	
	54	389,300	461,000	511,800	563,500	
	55	390,000	462,200	513,100	564,400	
56	390,700	463,400	514,400	565,300		

57	391,400	464,400	515,400	566,200	
58	392,300	465,400	516,200	567,100	
59	393,000	466,300	517,000	568,000	
60	393,600	467,100	517,800	568,700	
61	394,100	467,900	518,700	569,600	
62	394,600	468,600	519,500	570,500	
63	395,000	469,300	520,400	571,400	
64	395,400	469,900	521,200	572,300	
65	395,700	470,600	522,100	573,200	
66		471,300	523,000		
67		471,900	523,700		
68		472,500	524,600		
69		472,800	525,500		
70		473,400	526,300		
71		474,100	527,200		
72		474,800	528,100		
73		475,200	528,900		
74		475,800	529,800		
75		476,500	530,700		
76		477,200	531,400		
77		477,600	532,200		
78		478,200	533,100		
79		478,800	534,000		
80		479,300	534,900		
81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600		
83		480,900	537,500		
84		481,400	538,400		
85		481,800	539,200		
86		482,400	540,100		
87		482,800	541,000		
88		483,300	541,900		
89		483,800	542,700		
90		484,400			
91		485,000			
92		485,400			
93		485,900			
94		486,500			
95		487,100			
96		487,600			
97		488,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円
	297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

第2条 浜松市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月</u>	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100</u>
<u>に支給する場合には100分の120、12</u>	<u>分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以

月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務

前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務

<p>職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の浜松市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）及び附則第5項の規定による改正後の浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の浜松市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)
- 浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年浜松市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>第15条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第4条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に定める給料表の定年前再任用短</p>	<p>附 則</p> <p>第15条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第4条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に定める給料表の定年前再任用短</p>

<p>時間勤務職員の項に掲げる<u>給料月額</u>のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に定める給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる<u>給料月額</u>のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「勤務条件条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>時間勤務職員の項に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に定める給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「勤務条件条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>3～5 （略）</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 171 号 議 案

令和 5年11月17日 提 出

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第6条 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務条件条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p>	<p>（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第6条 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務条件条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とある</p>

4～6 (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

附 則

(給料月額の特例)

1.1 当分の間、別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの規定に定める給

のは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、
12月に支給する場合には100分の
105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、
12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

附 則

(給料月額の特例)

1.1 当分の間、別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの規定に定める給

料月額、当該給料月額に、当該給料月額に100分の1.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。この場合における次項及び附則第14項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

料月額及び基準給料月額（以下この項において「給料月額等」という。）は、当該給料月額等に、当該給料月額等に100分の1.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。この場合における次項及び附則第14項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

小学校中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300

25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
42	245,300	275,600	355,800	377,700	453,000
43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,500
44	247,800	279,900	359,000	380,600	454,000
45	249,100	282,000	360,700	382,000	454,500
46	250,400	284,200	362,400	383,600	455,000
47	251,600	286,300	363,700	385,100	455,500
48	252,700	288,200	365,100	386,600	456,000
49	253,800	290,300	366,300	387,900	456,500
50	255,100	292,000	367,800	389,400	457,000
51	256,400	293,800	369,400	390,800	457,500
52	257,400	295,500	370,900	392,100	458,000
53	258,500	296,800	372,300	393,300	458,500
54	259,900	298,800	373,800	394,600	
55	260,900	300,700	375,300	395,700	
56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000	
58	263,900	306,800	379,500	399,200	
59	264,900	309,000	380,800	400,400	
60	265,900	311,200	382,100	401,600	
61	266,800	313,300	383,000	402,700	
62	267,500	315,600	384,200	403,700	
63	268,200	317,800	385,300	405,000	
64	268,800	319,900	386,400	406,200	
65	269,500	322,000	387,200	407,400	
66	270,700	323,500	388,300	408,500	
67	271,800	325,000	389,300	409,600	
68	272,900	326,500	390,300	410,700	
69	274,200	328,200	391,400	411,700	
70	275,600	330,200	392,400	412,900	
71	276,800	332,200	393,500	414,100	
72	278,000	334,100	394,600	415,300	
73	278,800	335,900	395,600	415,900	
74	279,700	337,900	396,700	416,700	
75	280,700	339,800	397,800	417,400	
76	281,700	341,700	398,800	417,900	
77	282,600	343,400	399,700	418,200	
78	283,600	345,200	400,600	418,600	

79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	423,800
95	297,000	370,100	412,200	424,100
96	297,700	371,200	412,500	424,300
97	298,400	372,200	412,700	424,500
98	299,200	373,200	413,000	424,800
99	300,000	374,200	413,300	425,100
100	300,700	375,100	413,500	425,300
101	301,400	375,900	413,700	425,500
102	301,800	376,900	414,000	425,800
103	302,200	377,800	414,300	426,100
104	302,600	378,700	414,500	426,300
105	302,800	379,500	414,700	426,500
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000		
111	304,300	384,900		
112	304,600	385,800		
113	304,800	386,400		
114	305,000	387,300		
115	305,200	388,200		
116	305,500	389,100		
117	305,800	389,900		
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		

	133	400,000				
	134	400,300				
	135	400,600				
	136	400,900				
	137	401,200				
	138	401,500				
	139	401,800				
	140	402,100				
	141	402,400				
	142	402,700				
	143	403,000				
	144	403,300				
	145	403,500				
	146	403,800				
	147	404,100				
	148	404,300				
	149	404,500				
	150	404,800				
	151	405,100				
	152	405,300				
	153	405,500				
	154	405,800				
	155	406,100				
	156	406,300				
	157	406,500				
	158	406,800				
	159	407,100				
	160	407,300				
	161	407,500				
	162	407,800				
	163	408,100				
	164	408,300				
	165	408,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考

- この表は、小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円

再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	402,200	475,400
	39	242,100	293,800	403,600	476,100
	40	243,600	295,500	405,000	476,800
	41	245,000	296,800	406,600	477,400
	42	246,300	298,800	408,000	478,100
	43	247,500	300,700	409,300	478,800
	44	248,600	302,700	410,700	479,500
	45	249,700	304,700	412,100	480,100
	46	250,900	306,800	413,400	480,800
	47	252,100	309,000	414,900	481,500
	48	253,100	311,200	416,400	482,200
	49	254,200	313,300	418,000	482,800
	50	255,500	315,600	419,400	483,500
	51	256,700	317,800	421,000	484,200
	52	258,000	319,900	422,500	484,900
	53	259,100	322,000	424,200	485,500
	54	260,300	323,500	425,700	

55	261,600	325,000	427,300
56	262,600	326,500	428,900
57	263,700	328,200	430,400
58	264,400	330,200	431,900
59	265,400	332,200	433,100
60	266,400	334,100	434,300
61	267,300	335,900	435,500
62	268,100	337,900	436,800
63	268,900	339,900	438,100
64	269,700	341,800	439,300
65	270,800	343,500	440,500
66	272,100	345,500	441,700
67	273,400	347,500	442,900
68	274,700	349,500	444,100
69	275,900	351,300	445,300
70	277,100	353,200	446,500
71	278,300	355,100	447,700
72	279,500	357,000	448,900
73	280,500	358,600	450,000
74	281,500	360,500	450,600
75	282,500	362,300	451,100
76	283,400	364,200	451,600
77	284,300	366,000	452,100
78	285,200	367,700	452,700
79	286,100	369,300	453,200
80	287,000	370,900	453,700
81	287,800	372,300	454,200
82	288,900	373,800	454,800
83	289,900	375,200	455,300
84	290,900	376,500	455,800
85	291,900	377,600	456,300
86	292,900	379,000	
87	293,900	380,400	
88	294,900	381,700	
89	296,000	382,900	
90	297,100	384,200	
91	298,200	385,300	
92	299,200	386,500	
93	299,700	387,700	
94	300,700	388,800	
95	301,800	390,000	
96	303,000	391,200	
97	304,000	392,600	
98	305,100	393,600	
99	306,100	394,600	
100	307,100	395,600	
101	307,900	396,500	
102	309,000	397,500	
103	310,000	398,600	
104	311,000	399,700	
105	311,600	400,400	
106	312,500	401,300	
107	313,300	402,200	
108	314,100	403,100	

109	314,800	403,900
110	315,200	404,800
111	315,600	405,600
112	316,100	406,400
113	316,600	407,000
114	317,000	407,700
115	317,500	408,400
116	317,900	409,100
117	318,400	409,700
118	318,900	410,200
119	319,300	410,600
120	319,800	411,000
121	320,300	411,300
122	320,700	411,600
123	321,200	411,900
124	321,700	412,100
125	322,300	412,300
126	322,600	412,600
127	322,900	412,900
128	323,200	413,100
129	323,400	413,300
130	323,700	413,600
131	324,000	413,900
132	324,300	414,100
133	324,500	414,300
134	324,700	414,600
135	324,900	414,900
136	325,200	415,100
137	325,500	415,300
138	325,700	415,600
139	326,000	415,900
140	326,300	416,100
141	326,500	416,300
142	326,700	416,600
143	327,000	416,900
144	327,200	417,100
145	327,500	417,300
146	327,700	417,600
147	328,000	417,900
148	328,300	418,100
149	328,500	418,300
150	328,700	
151	329,000	
152	329,300	
153	329,500	
154	329,700	
155	330,000	
156	330,300	
157	330,500	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円
	235,000	275,300	332,200	416,600

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい</p>

て、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

て、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）及び附則第5項の規定による改正後の浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の浜松市教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による

給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 5 浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年浜松市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="284 636 373 669">附 則</p> <p data-bbox="202 710 783 1301">第20条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新教育職員給与条例第6条に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新教育職員給与条例第4条第1項に定める給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる<u>給料月額</u>のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p data-bbox="202 1330 783 2024">2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新教育職員給与条例第4条第1項に定める給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる<u>給料月額</u>のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務条件条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p>	<p data-bbox="890 636 979 669">附 則</p> <p data-bbox="809 710 1390 1301">第20条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新教育職員給与条例第6条に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新教育職員給与条例第4条第1項に定める給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p data-bbox="809 1330 1390 2024">2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新教育職員給与条例第4条第1項に定める給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務条件条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p>

3～5 (略)

3～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

議案（２）の参考資料

- 第 160 号議案 令和 5 年度浜松市一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 161 号議案 令和 5 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 162 号議案 令和 5 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 163 号議案 令和 5 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 164 号議案 令和 5 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 165 号議案 令和 5 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 166 号議案 令和 5 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 167 号議案 令和 5 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 168 号議案 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員に支給する期末手当を改定するものであります。

- 第 169 号議案 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職に支給する期末手当を改定するものであります。

- 第 170 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、職員に支給する給料月額、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当を改定するほか、所要の整備を行うものであります。

- 第 171 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、教育職員に支給する給料月額、期末手当及び勤勉手当を改定するほか、所要の整備を行うものであります。

令和 5 年

第 4 回 市議会定例会

議案（2）の説明資料

目 次

第 168 号議案	浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに 費用弁償条例の一部改正について ……………	155
第 169 号議案	浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について ……………	156
第 170 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について ……………	157
第 171 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について ……………	159

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例
の一部改正について

(提案理由)

浜松市特別職報酬等審議会（令和 5 年 1 0 月 2 6 日）の答申を踏まえ、議員に支給する期末手当の額について改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

議員の期末手当について、次のとおり改定を行うものです。

1 令和 5 年度の期末手当の支給割合

6 月		12 月		合計	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2. 3425	-	2. 3425	<u>2. 4425</u>	4. 685	<u>4. 785</u>

2 令和 6 年度以降の期末手当の支給割合

6 月		12 月		合計	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2. 3425	<u>2. 3925</u>	2. 3425	<u>2. 3925</u>	4. 685	<u>4. 785</u>

(施行期日)

この条例は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行するものです。ただし、令和 6 年度以降の期末手当の改定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市特別職報酬等審議会（令和 5 年 1 0 月 2 6 日）の答申を踏まえ、市長、副市長その他の特別職に支給する期末手当の額について改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

市長、副市長その他の特別職の期末手当について、次のとおり改定を行うものです。

1 令和 5 年度の期末手当の支給割合

6 月		12 月		合計	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2. 3425	-	2. 3425	<u>2. 4425</u>	4. 685	<u>4. 785</u>

2 令和 6 年度以降の期末手当の支給割合

6 月		12 月		合計	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2. 3425	<u>2. 3925</u>	2. 3425	<u>2. 3925</u>	4. 685	<u>4. 785</u>

(施行期日)

この条例は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行するものです。ただし、令和 6 年度以降の期末手当の改定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 5 年 9 月 29 日）を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、一般職の職員に支給する給料月額、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の改定を行うとともに、これに関係する所要の整備を実施するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 給料月額の改定

行政職給料表及び医療職給料表において、公民給与の較差（0.80%）の解消を図るため、初任給を始め若年層に重点を置いて、給料月額の引上げを行うものです。

2 医師に対する初任給調整手当の改定

	現行	改正案	引き上げ額
最高支給限度額（月額）	414,800 円	415,600 円	800 円

3 期末手当及び勤勉手当の改定

(1) 職員

(ア) 令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ、1.25 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ、1.05 月分とするものです。

(イ) 令和 6 年度以降の 6 月及び 1 2 月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ 0.025 月分引き上げ、1.225 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.025 月分引き上げ、1.025 月分とするものです。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 0.025 月分引き上げ、0.7 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.025 月分引き上げ、0.5 月分とするものです。

(イ) 令和 6 年度以降の 6 月及び 1 2 月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ 0.0125 月分引き上げ、0.6875 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.0125 月分引き上げ、0.4875 月分とするものです。

(職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6月		12月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
5年度	期末	1.2	-	1.2	<u>1.25</u>	2.4	<u>2.45</u>
	勤勉	1.0	-	1.0	<u>1.05</u>	2.0	<u>2.05</u>
	合計	2.2	-	2.2	<u>2.3</u>	4.4	<u>4.5</u>
6年度以降	期末	1.2	<u>1.225</u>	1.2	<u>1.225</u>	2.4	<u>2.45</u>
	勤勉	1.0	<u>1.025</u>	1.0	<u>1.025</u>	2.0	<u>2.05</u>
	合計	2.2	<u>2.25</u>	2.2	<u>2.25</u>	4.4	<u>4.5</u>

(定年前提任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6月		12月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
5年度	期末	0.675	-	0.675	<u>0.7</u>	1.35	<u>1.375</u>
	勤勉	0.475	-	0.475	<u>0.5</u>	0.95	<u>0.975</u>
	合計	1.15	-	1.15	<u>1.2</u>	2.3	<u>2.35</u>
6年度以降	期末	0.675	<u>0.6875</u>	0.675	<u>0.6875</u>	1.35	<u>1.375</u>
	勤勉	0.475	<u>0.4875</u>	0.475	<u>0.4875</u>	0.95	<u>0.975</u>
	合計	1.15	<u>1.175</u>	1.15	<u>1.175</u>	2.3	<u>2.35</u>

4 所要の整備

定年前提任用短時間勤務職員の給料表における給料月額を「基準給料月額」と規定し、条例中の関連箇所の記載を改めるものです。

(施行期日等)

この条例は、令和5年12月1日から施行するものです。ただし、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定は、令和6年4月1日から施行するものです。

なお、1の改定については、令和5年4月1日から適用するものです。

また、4の改正を、浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年浜松市条例第35号）においても実施するものです。

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 5 年 9 月 29 日）を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、教育職員に支給する給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定を行うとともに、これに係る所要の整備を実施するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 給料月額の改定

小学校中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表において、公民給与の較差（0.80%）の解消を図るため、初任給を始め若年層に重点を置いて、給料月額の引上げを行うものです。

2 期末手当及び勤勉手当の改定

(1) 職員

(ア) 令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ、1.25 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ、1.05 月分とするものです。

(イ) 令和 6 年度以降の 6 月及び 1 2 月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ 0.025 月分引き上げ、1.225 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.025 月分引き上げ、1.025 月分とするものです。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 0.025 月分引き上げ、0.7 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.025 月分引き上げ、0.5 月分とするものです。

(イ) 令和 6 年度以降の 6 月及び 1 2 月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ 0.0125 月分引き上げ、0.6875 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.0125 月分引き上げ、0.4875 月分とするものです。

(職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6月		12月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
5年度	期末	1.2	-	1.2	<u>1.25</u>	2.4	<u>2.45</u>
	勤勉	1.0	-	1.0	<u>1.05</u>	2.0	<u>2.05</u>
	合計	2.2	-	2.2	<u>2.3</u>	4.4	<u>4.5</u>
6年度以降	期末	1.2	<u>1.225</u>	1.2	<u>1.225</u>	2.4	<u>2.45</u>
	勤勉	1.0	<u>1.025</u>	1.0	<u>1.025</u>	2.0	<u>2.05</u>
	合計	2.2	<u>2.25</u>	2.2	<u>2.25</u>	4.4	<u>4.5</u>

(定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6月		12月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
5年度	期末	0.675	-	0.675	<u>0.7</u>	1.35	<u>1.375</u>
	勤勉	0.475	-	0.475	<u>0.5</u>	0.95	<u>0.975</u>
	合計	1.15	-	1.15	<u>1.2</u>	2.3	<u>2.35</u>
6年度以降	期末	0.675	<u>0.6875</u>	0.675	<u>0.6875</u>	1.35	<u>1.375</u>
	勤勉	0.475	<u>0.4875</u>	0.475	<u>0.4875</u>	0.95	<u>0.975</u>
	合計	1.15	<u>1.175</u>	1.15	<u>1.175</u>	2.3	<u>2.35</u>

3 所要の整備

定年前再任用短時間勤務職員の給料表における給料月額を「基準給料月額」と規定し、条例中の関連箇所の記載を改めるものです。

(施行期日等)

この条例は、令和5年12月1日から施行するものです。ただし、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定は、令和6年4月1日から施行するものです。

なお、1の改定については、令和5年4月1日から適用するものです。

また、3の改正を、浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年浜松市条例第35号）においても実施するものです。

令和5年度

補正予算の参考資料

一般会計補正予算（第7号）等
（第4回市議会定例会）

令和5年11月

浜 松 市

目 次

1	令和5年度11月補正予算編成の基本方針……………	163頁
2	令和5年度会計別予算額調……………	165頁
3	令和5年度一般会計予算款別構成比調……………	166頁
4	令和5年度一般会計予算性質別分析調……………	168頁
5	令和5年度11月補正予算案の概要……………	169頁

1 令和5年度 11月補正予算編成の基本方針

今回の補正予算は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費等を追加するものです。

2 令和5年度 会計別予算額調

会 計 別	補正前の額	補正額	計	備 考
	千円	千円	千円	
一 般 会 計	413,780,000	976,557	414,756,557	
特 別 会 計	232,321,693	1,401	232,323,094	
国民健康保険事業	76,938,000	-	76,938,000	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	231,000	-	231,000	
介護保険事業	75,284,000	-	75,284,000	
後期高齢者医療事業	11,455,000	-	11,455,000	
と畜場・市場事業	372,000	360	372,360	
農業集落排水事業	195,000	-	195,000	
中央卸売市場事業	747,000	831	747,831	
育英事業	79,000	-	79,000	
学童等災害共済事業	6,000	-	6,000	
小型自動車競走事業	20,499,000	0	20,499,000	
駐車場事業	335,693	210	335,903	
公債管理	46,180,000	-	46,180,000	
計（一般会計+特別会計）	646,101,693	977,958	647,079,651	
企 業 会 計	87,518,714	42,899	87,561,613	
病院事業	26,790,624	10,182	26,800,806	
水道事業	21,635,910	20,545	21,656,455	
下水道事業	39,092,180	12,172	39,104,352	
総 計	733,620,407	1,020,857	734,641,264	

3 令和5年度 一般会計予算款別構成比調

歳 入

款 別	補正前の額		補正額	計		備 考
	千円	%		千円	千円	
1 市 税	149,700,000	36.31	-	149,700,000	36.09	
2 地方譲与税	3,635,000	0.88	-	3,635,000	0.88	
3 利子割交付金	65,000	0.02	-	65,000	0.01	
4 配当割交付金	824,000	0.20	-	824,000	0.20	
5 株式等譲渡所得割交付金	703,000	0.17	-	703,000	0.17	
6 分離課税所得割交付金	145,000	0.04	-	145,000	0.03	
7 法人事業税交付金	2,060,000	0.50	-	2,060,000	0.50	
8 地方消費税交付金	20,229,000	4.91	-	20,229,000	4.88	
9 ゴルフ場利用税交付金	92,000	0.02	-	92,000	0.02	
10 環境性能割交付金	629,000	0.15	-	629,000	0.15	
11 軽油引取税交付金	5,746,000	1.39	-	5,746,000	1.38	
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	342,000	0.08	-	342,000	0.08	
13 地方特例交付金	1,287,537	0.31	-	1,287,537	0.31	
14 地方交付税	33,521,947	8.13	-	33,521,947	8.08	
15 交通安全対策特別交付金	398,000	0.10	-	398,000	0.10	
16 分担金及び負担金	741,325	0.18	-	741,325	0.18	
17 使用料及び手数料	4,257,778	1.03	-	4,257,778	1.03	
18 国庫支出金	86,236,861	20.78	140,084	86,376,945	20.83	
19 県支出金	21,559,737	5.22	-	21,559,737	5.20	
20 財産収入	625,865	0.15	-	625,865	0.15	
21 寄 附 金	2,978,000	0.67	-	2,978,000	0.72	
22 繰 入 金	26,543,148	6.44	-	26,543,148	6.40	
23 繰 越 金	6,778,630	1.58	836,473	7,615,103	1.84	
24 諸 収 入	9,927,172	2.41	-	9,927,172	2.39	
25 市 債	34,754,000	8.33	-	34,754,000	8.38	
歳 入 合 計	413,780,000	100.00	976,557	414,756,557	100.00	

歳 出

款 別	補正前の額		補正額	計		備 考
	千円	%		千円	千円	
1 議 会 費	962,894	0.23	4,877	967,771	0.23	
2 総 務 費	38,904,502	9.40	159,144	39,063,646	9.42	
3 民 生 費	122,429,696	29.59	57,616	122,487,312	29.53	
4 衛 生 費	60,504,765	14.62	38,251	60,543,016	14.60	
5 労 働 費	439,311	0.11	910	440,221	0.11	
6 農林水産業費	6,370,748	1.54	11,263	6,382,011	1.54	
7 商 工 費	9,870,220	2.39	10,361	9,880,581	2.38	
8 土 木 費	48,081,905	11.62	54,415	48,136,320	11.61	
9 消 防 費	12,592,550	3.04	101,129	12,693,679	3.06	
10 教 育 費	65,318,409	15.79	538,591	65,857,000	15.88	
11 災害復旧費	12,000,000	2.90	-	12,000,000	2.89	
12 公 債 費	36,205,000	8.75	-	36,205,000	8.73	
13 予 備 費	100,000	0.02	-	100,000	0.02	
歳 出 合 計	413,780,000	100.00	976,557	414,756,557	100.00	

4 令和5年度 一般会計予算性質別分析調

性 質 別	補正前の額		補正額	計		備 考
	千円	%		千円	千円	
1 人 件 費	78,675,665	19.01	976,197	79,651,862	19.20	
2 扶 助 費	85,807,400	20.74	-	85,807,400	20.69	
3 公 債 費	36,124,620	8.73	-	36,124,620	8.71	
4 物 件 費	60,088,142	14.52	-	60,088,142	14.49	
5 維持補修費	12,190,339	2.95	-	12,190,339	2.94	
6 補助費等	20,443,980	4.94	-	20,443,980	4.93	
7 積 立 金	2,678,590	0.65	-	2,678,590	0.64	
8 出資金・貸付金	203,880	0.05	-	203,880	0.05	
9 繰 出 金	25,574,760	6.18	360	25,575,120	6.17	
10 投資的経費	82,811,867	20.01	-	82,811,867	19.97	
(1) 補助事業	47,657,188	11.52	-	47,657,188	11.49	
(2) 単独事業	21,557,679	5.21	-	21,557,679	5.20	
(3) 国直轄事業	1,597,000	0.38	-	1,597,000	0.39	
(4) 災害復旧費	12,000,000	2.90	-	12,000,000	2.89	
11 公営企業会計支出金	9,180,757	2.22	-	9,180,757	2.21	
(1) 出資金・貸付金	874,700	0.21	-	874,700	0.21	
(2) 負担金・補助金	8,306,057	2.01	-	8,306,057	2.00	
計	413,780,000	100.00	976,557	414,756,557	100.00	

5 令和5年度 11月補正予算案の概要

今回の補正予算は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費等を追加するものです。

1 給与改定の内容

(1) 給料表の改定

公民較差(0.80%)を解消するため、初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を引上げ

(2) 期末・勤勉手当の改定(期末・勤勉手当の引上げ)

再任用職員以外の職員の支給割合を0.10月分引上げ(年間4.40月⇒4.50月)

再任用職員の支給割合を0.05月分引上げ(年間2.30月⇒2.35月)

(3) 特別職期末手当の改定

0.10月分引上げ(年間4.685月⇒4.785月)

2 適用時期

令和5年4月1日

3 補正額

(単位：千円)

会計別	補正前の額	補正額	計	人件費補正額	備考
一般会計	413,780,000	976,557	414,756,557	976,197	と畜繰出金 360
特別会計	232,321,693	1,401	232,323,094	1,793	
と畜場・市場事業	372,000	360	372,360	360	
中央卸売市場事業	747,000	831	747,831	831	
小型自動車競走事業	20,499,000	0	20,499,000	392	積立金△392
駐車場事業	335,693	210	335,903	210	
その他	210,368,000	-	210,368,000	-	
計(一般会計+特別会計)	646,101,693	977,958	647,079,651	977,990	
企業会計	87,518,714	42,899	87,561,613	42,899	
病院事業	26,790,624	10,182	26,800,806	10,182	
水道事業	21,635,910	20,545	21,656,455	20,545	
下水道事業	39,092,180	12,172	39,104,352	12,172	
総計	733,620,407	1,020,857	734,641,264	1,020,889	